入札のご案内

令和2年度　立木　第3回
資格付一般競争入札

令和3年3月24日(水)施行
日光森林管理署　二階会議室
受付開始　　9時50分
入札開始　10時00分

国民の森林　国有林

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木です。

〒321－1274
栃木県日光市土沢1473－1
日光森林管理署
TEL:0288-22-1069
FAX:0288-22-1072

公　売　公　告

下記のとおり立木及び素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和２５年５月１７日農林省告示第１３２号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

１　入札及び開札の日時
令和３年３月２４日(水)
受付開始　　９時５０分
入札開始　　１０時　売払番号順に順次行う

２　入札及び開札の場所
日光森林管理署　二階会議室

３　郵便入札
認めます。
（１）送付場所　〒３２１－１２７４
栃木県日光市土沢１４７３－１
日光森林管理署　総務グループ
（２）到着期限　令和３年３月２３月（火）　１７時必着
＊上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
（３）その他留意事項
封筒を二重にして内封筒に売払番号を記入し入札書を入れ、外封筒には「公売入札書在中」と朱書し、書留等配達記録が確認出来るもので送付して下さい。

４　入札物件
（１）次の事項については、別添「公売物件明細書」のとおりです。
ア　売払番号
イ　物件所在地
ウ　伐採種（皆伐・間伐）
エ　樹種（林齢）・数量（本数・材積）・収穫面積
物件毎の詳細については、別添「樹種別直径等明細書」をご覧ください。
オ　搬出期間
カ　その他（分収造林・分収育林・官行造林の区分　法令制限等）
（２）搬出条件等については、別紙５特約事項をご覧ください。
（３）上記情報については日光森林管理署又は日光森林管理署ホームページ「林産物の売払情報」(http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku1.html)にて閲覧できます。
ただし、現物閲覧については、現地案内日程表のとおり行うので注意願います。

５　入札参加者の資格
令和２年度から令和６年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。
但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。
（１）予算決算及び会計令第７０条に該当する者。
（２）予算決算及び会計令第７１条に該当する者。
（３）関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

なお、林産物の売払いに係る資格確認の交付については、関東森林管理局ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/rinsanbutu-koji20191031.html）「国有林野事業における林産物の売払に係る競争参加資格審査の申請について」を御覧ください。

6　入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の１００分の５に相当する違約金を徴収します。なお、この場合、競争参加資格の取り消し又は付与しないことがあります。

7　契約保証金

免除します。

8　入札金額及び消費税

（１）入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

（２）入札書に記載された金額に消費税相当額１０％を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

（３）契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9　入札における留意事項

（１）代理人の入札への参加

ア　委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙１）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

イ　入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに、代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア　競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ　委任状を持参しない代理人のした入札

ウ　所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額を訂正した入札

カ　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ　明らかに連合によると認められる入札

ク　同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ　入札時刻に遅れてした入札

コ　暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ　その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア　開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ　落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０　契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約書は、別紙４売買契約書（案）に必要事項の入力を行い、別紙５、別紙６、様式１、様式２、立木公売物件明細書、樹種別直径明細書、売払物件位置図を一式とし作成します。

ただし、素材については、素材の契約書のみとし上記については適用しない。

（３）契約の締結期限は令和３年３月２６日(金)までとします。

１１　代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

１２　代金の延納

（１）１件の売払契約代金が１５０万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和２４年法律第１７６号）の定めるところにより認めます。（年利０．６９％）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷３６５日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（２）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して２０日以内とします。

（３）延納期限は、１，０００㎥未満は６ヶ月以内、１，０００㎥以上は１０ヶ月以内とします。

１３　物件の引渡

（１）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第３４条第１項及び国有林野事業林産物売買契約約款第７条第１項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から１５日以内とします。

（２）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第３４条第３項第２号及び国有林野事業林産物売買契約約款第７条３項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を日光森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（３）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第３５条に基づき、引渡領収書を日光森林管理署長に提出して下さい。

１４　入札関係規程等の閲覧場所（国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程、関東森林管理局署等競争契約入札心得、各種様式（別紙１：委任状、別紙２：入札書））

日光森林管理署又は関東森林管理局のホームページ「林産物の売払情報」にて閲覧できます。

関東局ホーム＞公売・入札情報＞林産物の売払情報＞林産物の購入に関する留意事項

（http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html）

１５　その他留意事項

（１）入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。

（２）本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

（３）発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

１６　お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

日光森林管理署業務グループ（経営担当）

電話番号　０２８８－２２－１０６９

FAX番号　０２８８－２２－１０７２

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀 保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html

別紙1

委　任　状

使用印鑑

代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1　入札年月日 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿＿＿＿＿＿

2　件　　名 令和2年度　立木　第3回　第　　号

3　入札に関する一切の件

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

分任契約担当官

日光森林管理署長　殿

別紙2

第　　番札

入　札　書

売払番号　令和2年度　立木　第3回　第　　号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年　　月　　日

分任契約担当官
日光森林管理署長　殿

（入札者）
住　所

商号又は名称
代表者氏名　　㊞

（代理人）
氏　名　　㊞

（注意事項）
1　金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
2　代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

別紙３

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、関東森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号　　立木販売

売　買　契　約　書（案）

売買物件の所在場所				面積（ｈａ）
売買物件の種類及び数量	区　分	樹　種	本数（本）	材積（m3）
	立　木			
	内　訳			
売買代金	売　買　代　金	円		
	うち消費税抜代金	円		
契約保証金	免除	円		
売買代金の分収額	官収分	分　収　額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分　収　額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	年　月　日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年　％	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年　％	同提供期限	
売買物件の引渡方法		売買物件の引渡期間（期限）	代金納付の日又は延納担保提供の日 （概算の場合の最終期限　　）		
売買物件の搬出期間（期限）	公売物件明細書の通りとする				
売買（使用）目的の指定		施設設置等の指定			
特約事項					

＊ 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

＊ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

年　月　日

売 渡 人　分任契約担当官　　日光森林管理署長

買 受 人

特　約　事　項

１　支払いについて

買い受け物件が分収林の場合の契約代金の納入について、国の持分については国の発行する納入告知書等により納入し、分収造林・分収育林契約者（以下「分収林契約者」）の持ち分については、分収林契約者が指定する支払い方法で買受人が直接支払うこととし、支払いに係る振込手数料等は買受人が負担すること。

なお、分収林契約者の都合で契約締結日から起算して２０日以内に支払が出来ない場合は、期限内に森林管理署に報告し指示に従うこと。また、報告なく期限が過ぎてしまった場合は、分収林契約者分についても納入告知書と同率の延滞金が発生するので留意すること。

２　物件の引渡について

（１）物件の引渡について、みなし引渡を基本とし契約書の「売買物件の引渡方法」や「売買物件の引渡期間」について記載がない場合は代金納入（延納の場合は延納担保納入）（以下　代金納入）日をもって、みなし引渡をしたものとする。

なお、物件の立会引渡を希望する場合は、契約締結前に森林管理署と協議し契約書に引渡日等を記載するものとし、締結後の変更は認められない。ただし、代金納入が立会引渡日を過ぎてしまった場合には、代金納入日を引渡日とする。

（２）代金納入が確認できるまでの引渡は認められない。なお、代金納入の確認には時間を要するため、早急に引渡を希望する場合は、振込した証明（納入通知書、銀行等が発行した振込依頼書、インターネットで振込した画面等）を森林管理署に提出することと。また、確認が遅れ作業に入る事が出来なかったとしても、引渡日は契約書記載の日又は、みなし引渡日の支払日とする。

ただし、分収林契約者分については、振込した証明（銀行等が発行した振込依頼書、インターネットで振込した画面、分収林契約者の発行した受領書等）を必ず提出すること。

３　作業前手続きについて

（１）搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木を買い受けることとし、管轄する森林官へ申し出ること。

なお、調査及び販売手続きをし支払い完了をもって引き渡しとするので時間を要し、さらに保安林など法令制限がかかっている場合には関係機関との手続き完了するまで作業する事が出来ないので余裕を持って申し出ること。

また、搬出支障木の調査・売払いは、１回を原則とします。

（２）作業着手前に管轄する森林官へ、様式１「立木販売箇所の作業計画届」及び、国有林内において林道の利用がある場合は様式２「無料利用請書」をそれぞれ提出すること。

（３）保安林及び国立公園（県立公園）に指定されている箇所等法令関係の手続きは森林管理署で行うこととするが、書類については買受人で作成するものとするので森林管理署の指示に従い作成すること。また、手続きに１ヶ月程度時間を要することに留意すること。

なお、買受人で手続きをすることも出来るが、手続きをした場合については、許可証等の写し（許可証が発行されないもの、又は、許可証だけでは申請内容を確認出来ない物については申請した書類の写し）を森林管理署に提出すること。

４　国有林外の利用について

（１）林産物や林業機械のトラック運搬については、運搬に使用する車両が運搬区間を走行できるか現地確認の上、入札すること。また、搬出に使う町道・農道・水路等は毀損の無い様に保護を行い、万一毀損等紛争があった場合は買受人の責任のおいて補償をすること。

（２）私道・公道・民有地等を利用しての搬出については、買受人において所定の手続きや所有者との交渉を行うこと。

なお、一般道上で作業する上での道路使用許可等(道路管理者や管轄警察に申請を行うもの)については、買受人に変わって森林管理署が申請書等を提出することが出来るが、買受人が申請相手と協議し指示に従い書類を作成したものを森林管理署に提出すること。ただし、森林管理署で申請を行ったとしても買受人の責任が免除される訳ではないことと、手続きに時間を要することに留意すること。

５　林地保全及び周辺地域の保全について

（１）買い受け物件の周囲の立木や、漸伐・択伐・間伐などの保存木などその他当該森林の保護に努め損傷しないよう対策を施さなければならない。

（２）搬出作業道に作設にあたっては、作業道を起因として表土の流出や林地の崩壊など下流域に影響を及ぼさないよう、地形、地質、土質等の条件を考慮し適切な排水処理、縦断勾配、切土高等で作設することとし、詳しくは「特記仕様書」に基づき作設すること。

（３）末木枝条、残材等を沢や土場等に放置することなく、流出や林地崩壊の原因にならないよう対策を施すこと。

（４）伐採区域界沿い及び歩道（作業道周辺含む）の末木枝条等は、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処置すること。

特に、民有地含む区域外に末木枝条等を放置することが無いよう処理すること。

（５）「官民境界標識」の毀損、亡失等のないように作業をすること。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元すること。

６　安全について

（１）労働安全衛生法や山林火災防止等に十分留意し作業を実行すること。万一、労働災害等が発生した場合は、速やかに該当森林官もしくは森林管理署へ連絡すること。

（２）林道通行者や歩道、作業地周辺を確認し、入山者が予想出来る箇所については、伐倒・搬出作業中であり立入禁止であることを示す看板を設置すること。

（３）狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と標示した看板等を作業地の入口等わかりやすい箇所に掲示すると共に、目立ちやすい服装をするなど十分対策を施すこと。

７　搬出完了について

（１）搬出の完了の見通しがたった時には、管轄する森林官にその旨を連絡し立会を求めること。

森林官は、連絡があった日から１０日以内に立会うものとする。

（２）立会時、片付け方法などを協議し、買受者はそれに従い、森林官は指示した内容について作業出来ているか完了までに確認すること。

（３）買い受けた物件については基本的に全て伐倒及び搬出することとするが、やむを得ず作業が困難な場合は、管轄する森林官と協議の上、作業方法を決定する。なお、間伐については、森林の保育的な意味合いで実施しているため、切捨て間伐を実施すること。

また、搬出未済の物件は国に帰属するものとし、売買代金の返納は行わない。

８　その他

（１）各現場の作業条件等は立木公売物件明細記載事項に記載してある。本特約事項より、各物件ごとの立木公売物件明細記載事項を優先とし遵守すること。

（２）国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程についても遵守することとし、契約書（本特約事項等）含め守れていない箇所について指示することがあるので従うこと。

(約款等ダウンロード先：http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/)

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成２２年１１月１７日付け２２林整第６５６号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅個な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第１　路網

１　配置

路網は、フォワーダ等車輌系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

①　地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。

②　地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。

③　排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

２　幅員

幅員は、３ｍ以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、０．５ｍ程度の余裕を付加することができる。

３　勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切 に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第２　施工

１　切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、１．５ｍ程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて６分（岩石の場合は３分）とする。

２　盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね３０ｃｍ程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね３０ｃｍ程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね１割とする。盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

３　簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

４　伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第３　周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、指示を受ける。

第４　その他

１　表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね３０ｃｍ毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

２　事業終了時においては、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れるとともに、枝条等を路面に敷設する等、路面保護を図る。

様式1

立木販売箇所の作業計画届

年　　月　　日

森林官(　　)

買受者の所在地:

名　　称:

代表者名:

電　　話:

区分		内容
場所及び数量等	契約方法等	・公売・随契　契約年月日　　年　月　日
	契約場所	国有林　　林班　　小班外　(全・内)
	契約数量	・面積　　ha　・樹種　　・材積　　m³
	伐採方法	・皆伐　・間伐　・その他(　　)
伐採搬出計画	作業の形態	・自社　・下請　・その他(　　)
	作業期間	(自)　　年　月　日 ～(至)　　年　月　日
	搬出方法	・架線集材　・トラクター集材　・その他(　　)
	従事作業員の内訳	・従業員数　　名(常雇　　名　臨時　　名)
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・住所:
		・名称:
		・代表者:
		・電話:
現場責任者等の氏名	現場責任者の氏名等	・氏名:　　・電話:
	林業架線作業主任者	・氏名:
	地山掘削作業主任者	・氏名:
	車両系建設機械運転	・氏名:
	かかり木の処理業務	・氏名:

安全指導の記録

NO.1

指導年月日 / 指導者名	作業の内容 / 従業者の数	安全指導等の内容
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

様式2(様式第76号（第84条）)

無 料 利 用 請 書

申請者住所
氏名(名称)　　印
連絡先(TEL)
申請年月日　　年　　月　　日

承　認　者　　印
承 認 番 号　　第　　号
承認年月日　　年　　月　　日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

国有林野所在地	
利　用　用　途	
国有林野面積	ｈａ
利　用　期　間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
利　　用　　者	住所： 連絡先（TEL）： 氏名又は名称：
添　付　資　料	実測図、位置図 ※国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条第１項第２号又は第３号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。
備　　考	

条　　項

1　利用承認を受けた国有林野（以下「利用承認地」という。）を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。

2　利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに日光森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第４項第１号若しくは第２号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。

3　利用者は利用承認地を返還するときは、日光森林管理署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないと日光森林管理署長が認めたときは、この限りでない。

4　次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
(1) この請書に定める義務を履行しないとき。
(2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
(3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。

5　利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として日光森林管理署長に納付すること。

6　前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。

7　利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく日光森林管理署長に届け出るものとする。

8　利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し日光森林管理署長の指示があったときは、それに従わなければならない。

9　日光森林管理署長又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあってもこれを拒まないこと。

令和2年度　第3回立木及び第1回素材公売物件一覧表

日光森林管理署

立木

売払番号	担当区	物件所在地	伐採種	主要樹種（林齢）	数量 本数 単位:本	数量 材積 単位:㎥	収穫面積 単位:ha	搬出期間	備考
1	藤原	日光市高徳 字ヲソ沢国有林 303い1林小班外12	皆伐 (林道支障木)	スギ ヒノキ外 (55)	1,103	379.62	0.79	令和3年 4月30日	林道支障木
2	餅ヶ瀬	佐野市飛駒町 字丸岩国有林 158ほ林小班外	皆伐 列状間伐	スギ ヒノキ (50)	8,223	3,140.70	8.73	36ヶ月	
3	益子	益子町大字山本 丸峯国有林 285い1林小班	皆伐	スギ ヒノキ (79)	3,277	2,092.29	4.12	36ヶ月	水源涵養保安林 分収造林（益子町長）
計					12,603	5,612.61	13.64		

素材

売払番号	担当区	物件所在地	材種	主要樹種（林齢）	数量 本数 単位:本	数量 材積 単位:㎥	搬出期間	備考
4	藤原	宇都宮市篠井 字金山国有林 74と林小班	低質材	ヒノキ 広葉樹	23	4.28	令和3年4月30日	林道法面崩壊被害木
5	三依	日光市中三依 字太郎岳国有林 125ほ1林小班	低質材	ヒノキ 広葉樹	402	33.09	令和3年4月30日	治山支障木
計					425	37.37		

現 地 案 内 日 程 表

売払番号	集合（案内）日時	集合場所	案内者
1,4	令和3年　3月　2日（火） 午前 9時30分	栃木県日光市鬼怒川温泉大原2−81 鬼怒川レジャー公園駐車場	藤原森林事務所 森林官　林崎　裕一 TEL:090-2765-4556
2	令和3年　3月　9日（火） 午前10時30分	群馬県桐生市梅田町4丁目860-3 「雪の屋」向かい　梅田大橋駐車場	神子内森林事務所 森林官　伊藤　伸一 TEL:090-8777-0316
3	現地案内は行わない	現地案内を希望する方は、案内者に 連絡を取って案内を受けて下さい。	益子森林事務所 森林官　中川　摂也 TEL:090-3431-8122
5	令和3年　3月16日（火） 午前10時30分	栃木県日光市中三依644 三依森林事務所	三依森林事務所 森林官　福田　久直 TEL:090-2766-5503

現 地 案 内 日 程 表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1,4	令和3年　3月　2日(火) 午前 9時30分	栃木県日光市鬼怒川温泉大原2−81 鬼怒川レジャー公園駐車場	藤原森林事務所 森林官　林崎　裕一 TEL:090-2765-4556

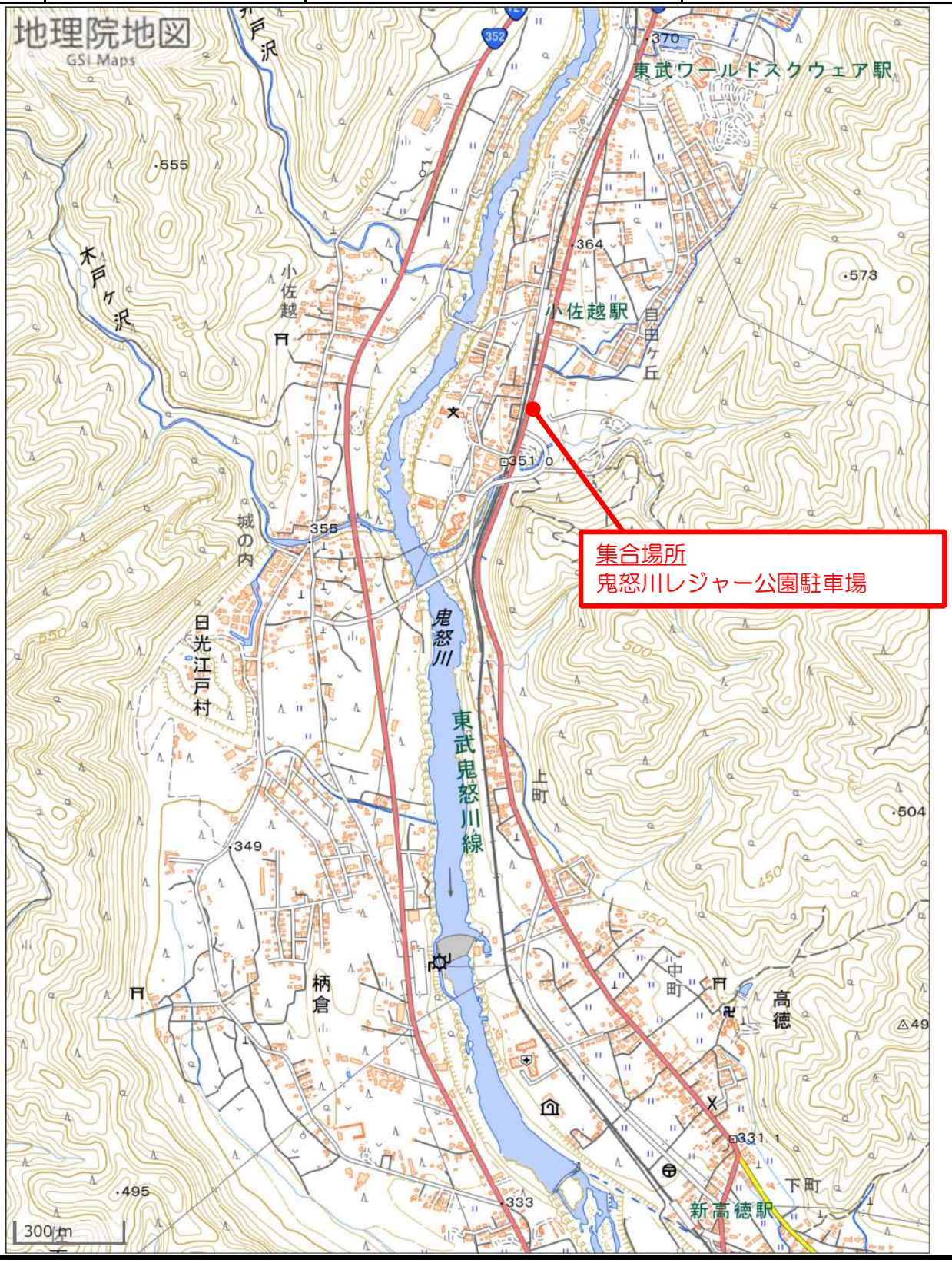

現 地 案 内 日 程 表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
2	令和3年　3月　9日(火) 午前10時30分	群馬県桐生市梅田町4丁目860-3 「雪の屋」向かい　梅田大橋駐車場	神子内森林事務所 森林官　伊藤　伸一 TEL:090-8777-0316

現 地 案 内 日 程 表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
5	令和3年　3月16日(火) 午前10時30分	栃木県日光市中三依644 三依森林事務所	三依森林事務所 森林官　福田　久直 TEL:090-2766-5503

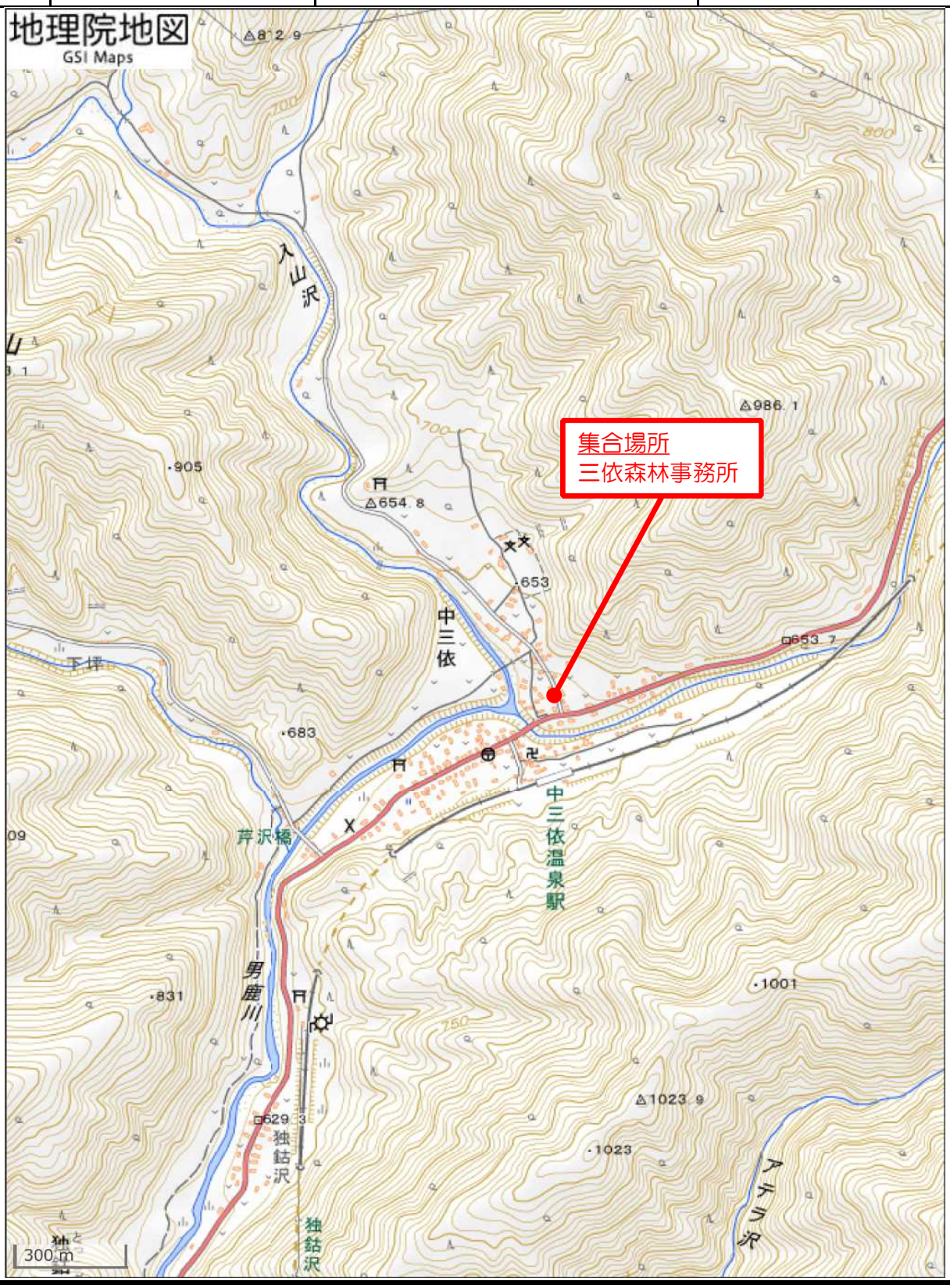

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	収穫面積 単位:ha	材積 単位:㎥	伐採種
1	日光市高徳字ヲソ沢国有林　303い1林小班外12	0.79	379.62	皆伐（林道支障木）

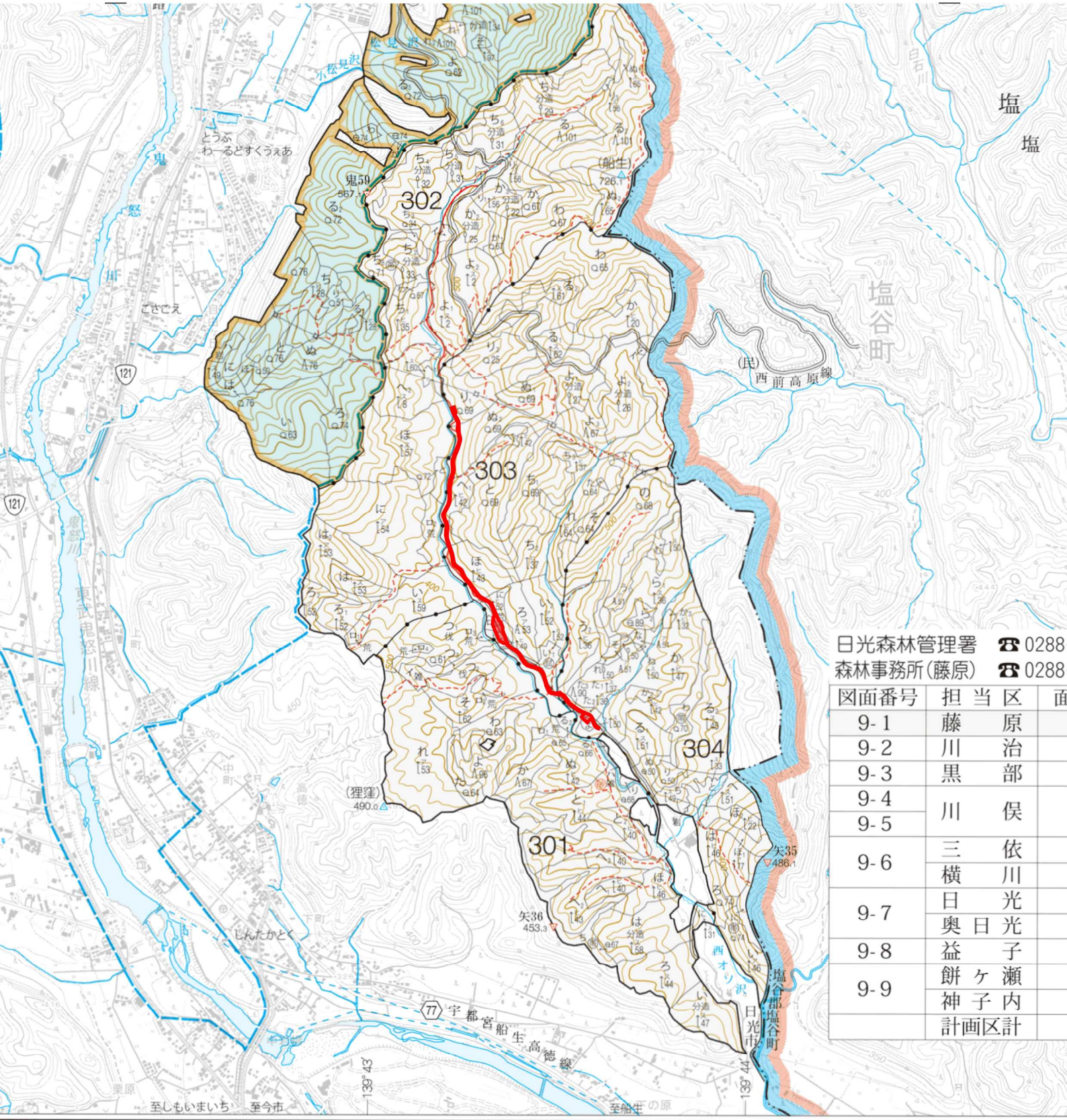

図面番号	担当区	面
9-1	藤原	
9-2	川治	
9-3	黒部	
9-4	川俣	
9-5		
9-6	三依	
	横川	
9-7	日光	
	奥日光	
9-8	益子	
9-9	餅ヶ瀬	
	神子内	
	計画区計	

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	収穫面積 単位:ha	材積 単位:㎥	伐採種
2	佐野市飛駒町字丸岩国有林　158ほ林小班外	8.73	3,140.70	皆伐 列状間伐

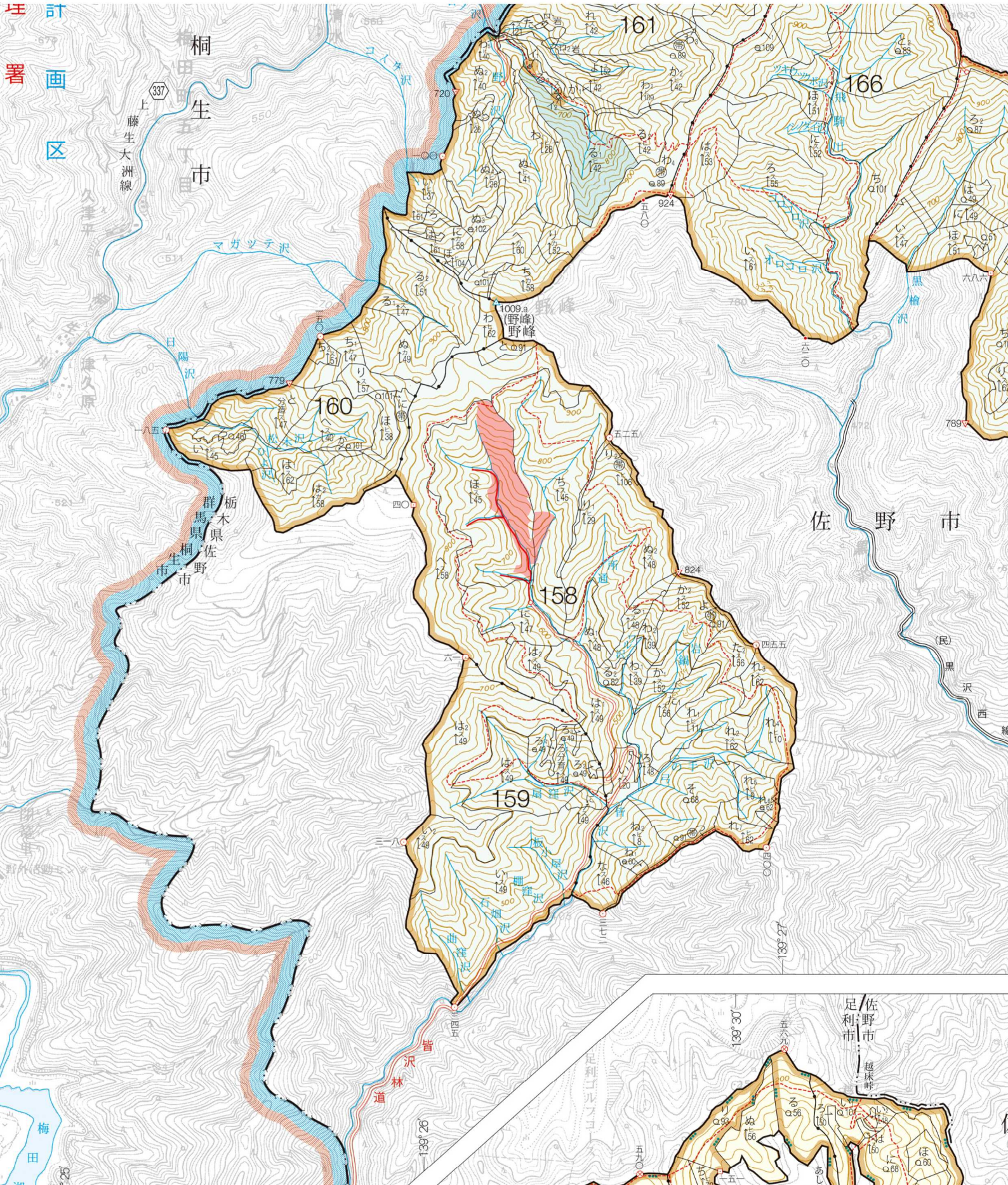

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	収穫面積 単位:ha	材積 単位:㎥	伐採種
3	益子町字丸峯国有林　285い1林小班	4.12	2,092.29	皆伐

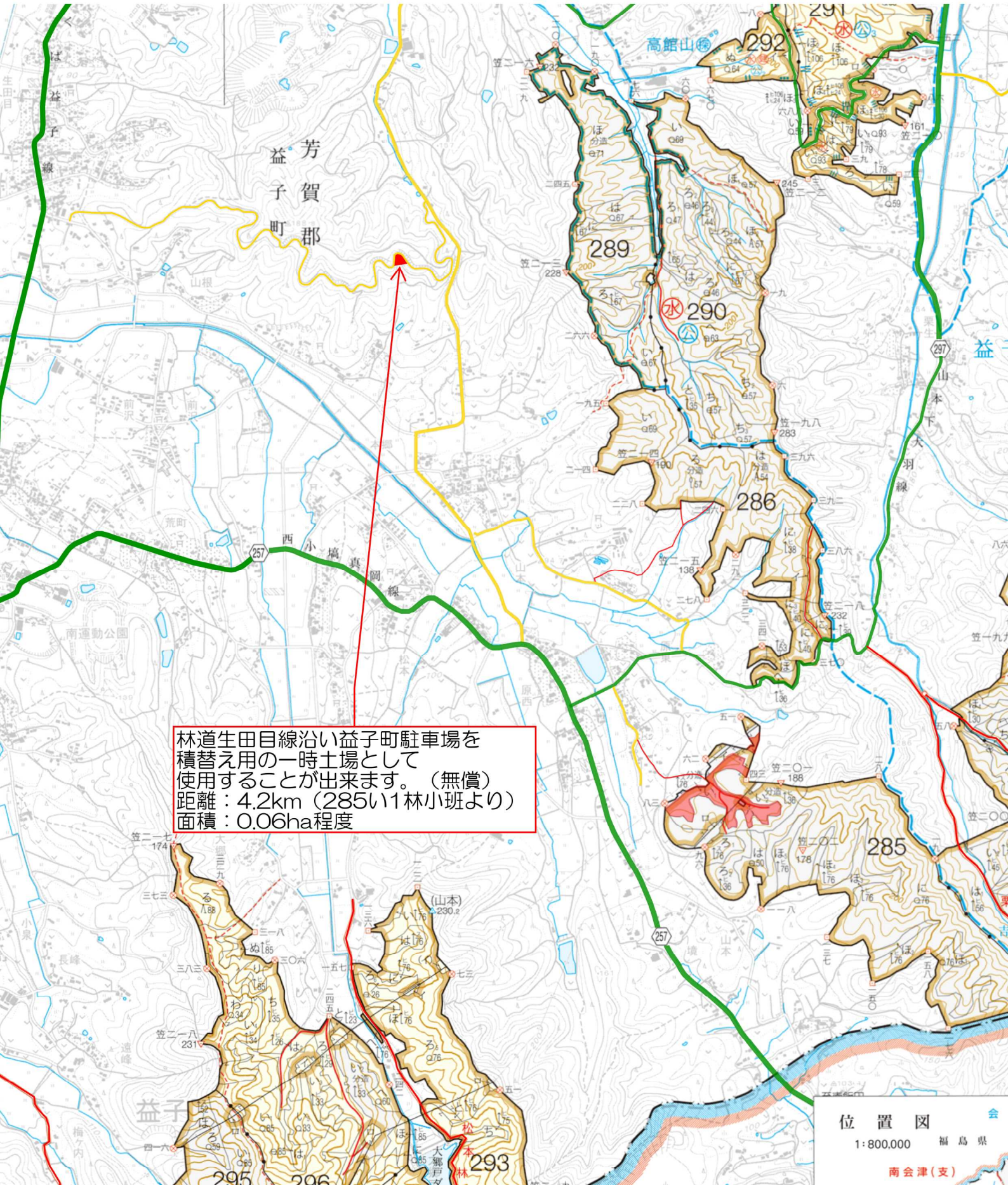

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	材種	材積 単位:m³
4	宇都宮市篠井字金山国有林　74と林小班	低質材	4.28

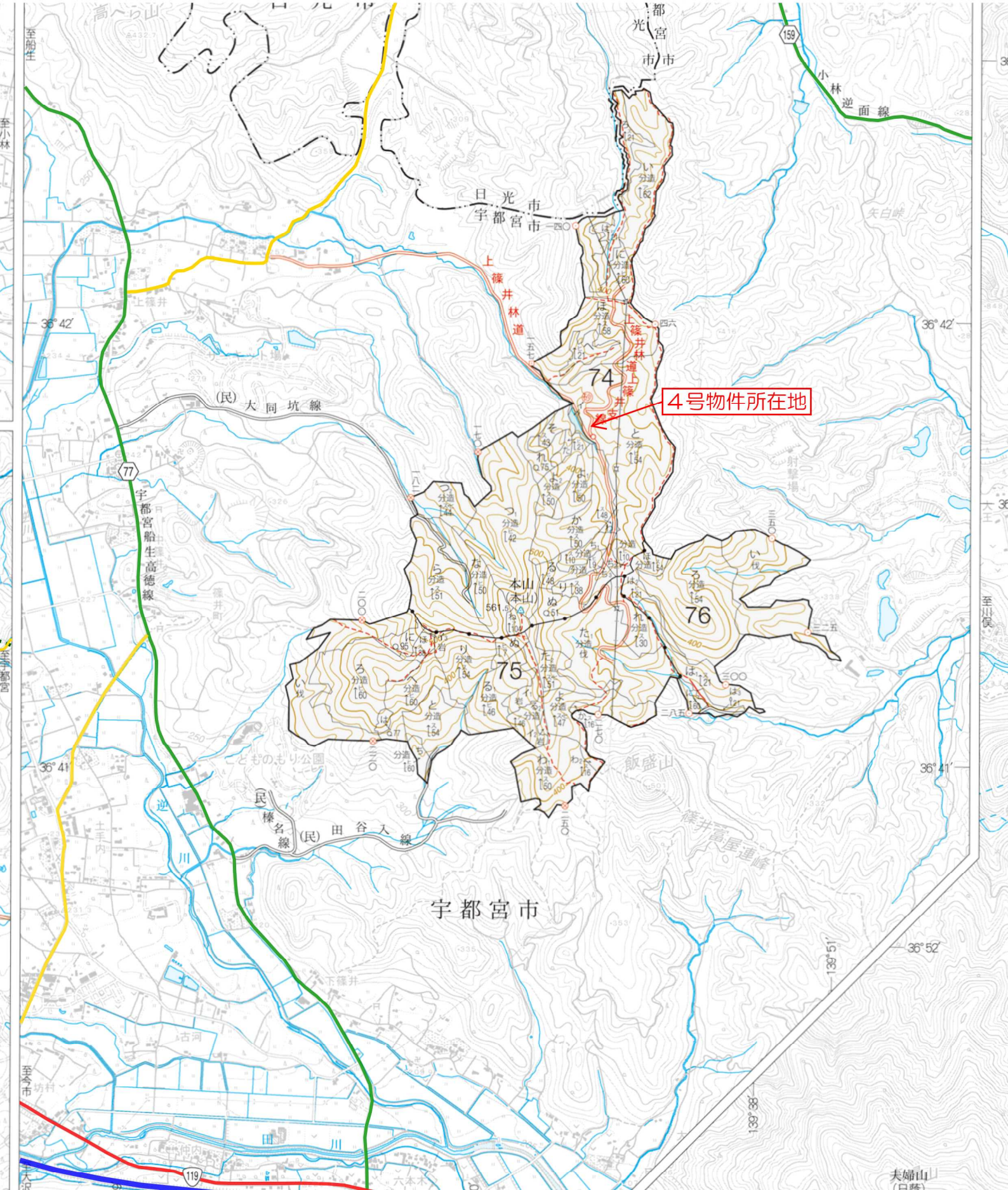

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	材種	材積 単位:m³
5	日光市中三依字太郎岳国有林　125ほ1林小班	低質材	33.09

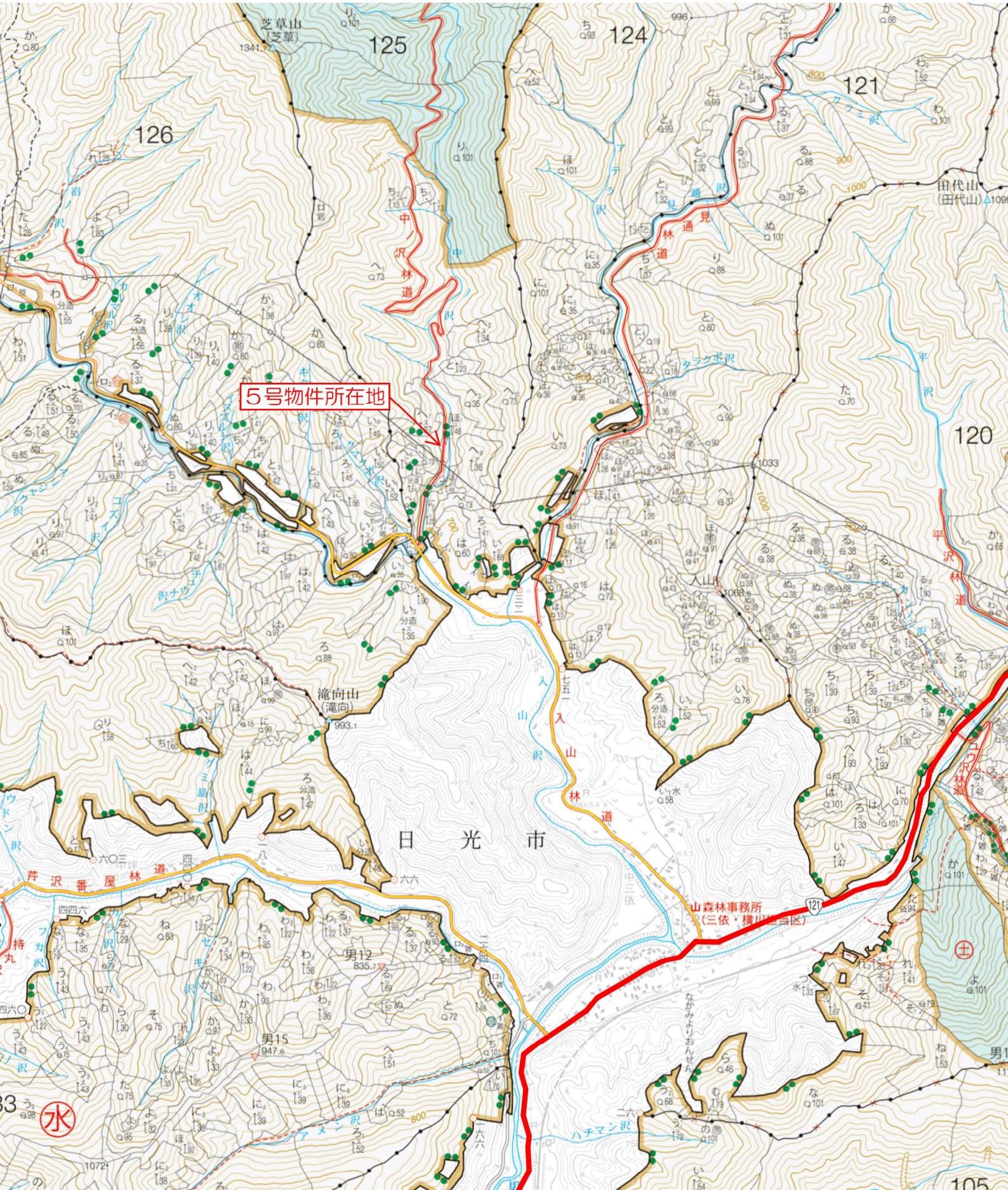

立木公売物件明細書

売 払 番 号：第1号

1 物 件 所 在 地：日光市高徳字ヲソ沢国有林303い1林小班外12

2 面　　積：0.79ha　　3 伐 採 種：皆伐（林道支障木）

4 搬 出 期 限：令和3年4月30日

用材区分	樹　種	本　数	材　積	径　級　別　内　訳　等
一般材N	スギ	87本	39.84㎥	樹種別直径等内訳書のとおり
	ヒノキ	530本	226.78㎥	
	アカマツ	4本	4.06㎥	
	モミ	3本	9.54㎥	
	一般材N計	624本	280.22㎥	
一般材L	他L	18本	8.65㎥	
	一般L計	18本	8.65㎥	
低質材N	スギ	36本	6.16㎥	
	ヒノキ	137本	30.90㎥	
	アカマツ	22本	7.33㎥	
	モミ	28本	5.56㎥	
	低質材N計	223本	49.95㎥	
低質材L	他L	238本	40.80㎥	
	低質材L計	238本	40.80㎥	
合　計		1,103本	379.62㎥	
特記事項等	森林作業道作設予定地支障木のため、全て伐倒搬出することとし、放棄は認められない。			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

（毎木調査）

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303い1	55	0.01ha	皆伐

樹種	スギ				樹種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積（㎥）	用材区分	径級	樹高	本数	材積（㎥）
一般材	50	22	1	1.82	一般材	16	12	2	0.24
						18	13	3	0.51
						20	14	2	0.44
						22	14	12	3.12
						24	14	7	2.10
						26	15	8	3.04
						28	15	13	5.59
						30	16	8	4.16
						32	16	3	1.71
						34	17	3	2.04
						38	17	1	0.82
	小計		1	1.82		小計		62	23.77
低質材	8～	8～	1	0.02	低質材	8～ 30	7～ 16	27	3.79
樹種計			2	1.84	樹種計			89	27.56

	用材区分	樹種	本数	材積（㎥）
303い1計	一般材	N	63	25.59
	低質材	N	28	3.81
	合計	計	91	29.40

樹種別直径明細書

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種
1	303い2	55	0.03ha	皆伐

樹 種	アカマツ				樹 種	その他広葉樹			
用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)
一般材	20	14	1	0.22	一般材	22	16	1	0.28
	30	17	1	0.55		36	23	1	1.03
	小 計		2	0.77		小 計		2	1.31
低質材	26	13	1	0.32	低質材	8 〃 28	6 〃 13	10	1.33
樹 種 計			3	1.09	樹 種 計			12	2.64

	用材区分	樹 種	本 数	材積(㎥)
303い2計	一般材	N	2	0.77
		L	2	1.31
	低質材	N	1	0.32
		L	10	1.33
	合計	N	3	1.09
		L	12	2.64
		計	15	3.73

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303ろ	56	0.06ha	皆伐

樹種	スギ				樹種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	20	13	1	0.20	一般材	42	18	1	1.05
	22	13	2	0.46					
	24	13	3	0.81					
	30	14	1	0.44					
	36	17	1	0.77					
	小計		8	2.68		小計		1	1.05
低質材	12	11			低質材	8	4		
	～	～	5	0.78		～	～	3	0.13
	22	13				14	11		
樹種計			13	3.46	樹種計			4	1.18

樹種	アカマツ				樹種	モミ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	18	10	1	0.13	低質材	12	8	1	0.05
樹種計			1	0.13	樹種計			1	0.05

樹種	その他広葉樹				樹種				
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	22	12	1	0.21	一般材				
	24	12	1	0.25					
	26	14	3	1.02					
	28	15	2	0.84					
	30	15	2	0.96					
	34	15	1	0.61					
	小計		10	3.89		小計			
低質材	10	5			低質材				
	～	～	58	8.84					
	36	16							
樹種計			68	12.73	樹種計				

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
303ろ計	一般材	N	9	3.73
		L	10	3.89
	低質材	N	10	1.09
		L	58	8.84
	合計	N	19	4.82
		L	68	12.73
		計	87	17.55

樹種別直径明細書

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種
1	303は	52	0.13ha	皆伐

樹 種	スギ				樹 種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)
一般材	34	13	1	0.52	一般材	22	14	6	1.56
						24	14	12	3.60
						26	15	14	5.32
						28	15	9	3.87
						30	16	4	2.08
						32	16	5	2.85
						34	17	4	2.72
						36	17	3	2.25
						38	17	4	3.28
						40	18	4	3.88
						42	18	5	5.25
						44	18	4	4.52
						46	18	1	1.22
						50	18	1	1.40
	小 計		1	0.52		小 計		76	43.80
低質材					低質材	24	14		
						～	～	17	8.39
						48	18		
樹 種 計			1	0.52	樹 種 計			93	52.19

樹 種	アカマツ				樹 種				
用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)
低質材	26	14			低質材				
	～	～	4	1.89					
	34	16							
樹 種 計			4	1.89	樹 種 計				

	用材区分	樹 種	本 数	材積(㎥)
303は計	一般材	N	77	44.32
	低質材	N	21	10.28
	合計	計	98	54.60

樹種別直径明細書

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種
1	303に	55	0.17ha	皆伐

樹 種	ヒノキ				樹 種	アカマツ			
用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)
一般材	22	14	6	1.56	一般材				
	24	14	11	3.30					
	26	15	10	3.80					
	28	15	10	4.30					
	30	16	8	4.16					
	32	16	12	6.84					
	34	17	4	2.72					
	36	17	4	3.00					
	38	17	2	1.64					
	40	18	12	11.64					
	42	18	3	3.15					
	44	18	3	3.39					
	46	18	2	2.44					
	48	18	1	1.31					
	小 計		88	53.25		小 計			
低質材	24	14			低質材	24	13		
	～	～	13	5.73		～	～	5	2.05
	34	17				32	16		
樹 種 計			101	58.98	樹 種 計			5	2.05

	用材区分	樹 種	本 数	材積(㎥)
303に計	一般材	N	88	53.25
	低質材	N	18	7.78
	合計	計	106	61.03

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303ほ	46	0.11ha	皆伐

樹種	ヒノキ				樹種	アカマツ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	14	9	1	0.07	一般材				
	16	11	1	0.11					
	18	13	7	1.19					
	20	13	19	3.99					
	22	13	26	6.24					
	24	14	13	3.90					
	26	15	18	6.84					
	28	15	13	5.59					
	30	15	22	10.56					
	32	15	14	7.28					
	34	16	8	5.04					
	小計		142	50.81		小計			
低質材	10	6			低質材	16	11		
	〃	〃	50	7.38		〃	〃	8	1.77
	22	13				28	14		
樹種計			192	58.19	樹種計			8	1.77

樹種	その他広葉樹				樹種				
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	12	9			低質材				
	〃	〃	8	1.03					
	22	13							
樹種計			8	1.03	樹種計				

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
303ほ計	一般材	N	142	50.81
	低質材	N	58	9.15
		L	8	1.03
	合計	N	200	59.96
		L	8	1.03
		計	208	60.99

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303へ1	45	0.05ha	皆伐

樹種	ヒノキ				樹種	アカマツ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	16	11	9	0.99	一般材	52	16	1	1.53
	18	13	9	1.53					
	20	13	18	3.78					
	22	13	25	6.00					
	24	14	25	7.50					
	26	15	27	10.26					
	28	15	18	7.74					
	30	15	12	5.76					
	32	15	3	1.56					
	34	16	1	0.63					
	36	16	6	4.14					
	38	17	1	0.82					
	40	17	1	0.89					
	46	18	1	1.22					
	小計		156	52.82		小計		1	1.53
低質材	12	7			低質材				
	～	～	23	5.13					
	36	16							
樹種計			179	57.95	樹種計			1	1.53

樹種	その他広葉樹				樹種				
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	14	8			低質材				
	～	～	9	1.35					
	28	12							
樹種計			9	1.35	樹種計				

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
303へ1計	一般材	N	157	54.35
	低質材	N	23	5.13
		L	9	1.35
	合計	N	180	59.48
		L	9	1.35
		計	189	60.83

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303り1	72	0.04ha	皆伐

樹種	モミ				樹種	その他広葉樹			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	40	15	1	0.91	一般材	28	13	1	0.36
	50	20	1	1.84		30	13	1	0.41
	90	25	1	6.79		38	17	1	0.85
	小計		3	9.54		小計		3	1.62
低質材	12	7			低質材	10	7		
	〃	〃	11	3.84		〃	〃	48	8.44
	44	17				40	16		
樹種計			14	13.38	樹種計			51	10.06

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
303り1計	一般材	N	3	9.54
		L	3	1.62
	低質材	N	11	3.84
		L	48	8.44
	合計	N	14	13.38
		L	51	10.06
		計	65	23.44

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303ぬ2	72	0.07ha	皆伐

樹種	スギ				樹種	アカマツ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	12	7	1	0.04	一般材	50	20	1	1.76
	小計		1	0.04		小計		1	1.76
低質材	10〜14	6	2	0.08	低質材				
樹種計			3	0.12	樹種計			1	1.76

樹種	モミ				樹種	その他広葉樹			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材					一般材	30	13	1	0.41
						34	16	1	0.65
						36	17	1	0.77
	小計					小計		3	1.83
低質材	10〜22	7〜13	15	1.45	低質材	10〜50	7〜20	92	19.09
樹種計			15	1.45	樹種計			95	20.92

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
303ぬ2計	一般材	N	2	1.80
		L	3	1.83
	低質材	N	17	1.53
		L	92	19.09
	合計	N	19	3.33
		L	95	20.92
		計	114	24.25

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	303ロ	不明	0.02ha	皆伐

樹種	スギ				樹種	アカマツ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	14 ～ 22	9 ～ 11	4	0.46	低質材	14 ～ 8	7	2	0.13
樹種計			4	0.46	樹種計			2	0.13

樹種	その他広葉樹				樹種				
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	12 ～ 18	5 ～ 10	9	0.55	低質材				
樹種計			9	0.55	樹種計				

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
303ロ計	低質材	N	6	0.59
		L	9	0.55
	合計	N	6	0.59
		L	9	0.55
		計	15	1.14

樹種別直径明細書

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種
1	304よ	53	0.02ha	皆伐

樹 種	スギ				樹 種			
用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本 数	材積(㎥)
一般材	18	17	2	0.44	一般材				
	20	17	1	0.27					
	24	17	5	1.85					
	26	18	12	5.52					
	28	18	7	3.64					
	30	18	7	4.13					
	32	18	6	3.96					
	34	18	4	2.96					
	36	19	4	3.44					
樹 種 計			48	26.21	樹 種 計				

	用材区分	樹 種	本 数	材積(㎥)
304よ計	一般材	N	48	26.21
	合計	計	48	26.21

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	304た2	39	0.06ha	皆伐

樹種	スギ				樹種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
一般材	18	13	3	0.51	一般材	20	12	1	0.19
	20	14	5	1.10		22	10	1	0.18
	22	14	7	1.75		24	13	1	0.28
	24	15	5	1.60		24	14	1	0.30
	26	15	3	1.11		28	12	1	0.33
	28	16	2	0.90					
	30	16	2	1.02					
	32	16	1	0.58					
	小計		28	8.57		小計		5	1.28
低質材	14	10			低質材				
	～	～	15	4.12					
	32	16							
樹種計			43	12.69	樹種計			5	1.28

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
304た2計	一般材	N	33	9.85
	低質材	N	15	4.12
	合計	計	48	13.97

樹種別直径明細書

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
1	304の	71	0.02ha	皆伐

樹種	スギ				樹種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	12 ～ 16	6 ～ 10	9	0.70	低質材	8 ～ 20	4 ～ 10	4	0.35
樹種計			9	0.70	樹種計			4	0.35

樹種	アカマツ				樹種	モミ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	40	19	1	1.04	低質材	20	13	1	0.22
樹種計			1	1.04	樹種計			1	0.22

樹種	その他広葉樹				樹種				
用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(㎥)
低質材	8 ～ 14	7 ～ 10	4	0.17	低質材				
樹種計			4	0.17	樹種計				

	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)
304の計	低質材	N	15	2.31
		L	4	0.17
	合計	N	15	2.31
		L	4	0.17
		計	19	2.48

売払物件位置図

令和２年度　第３回　売払番号１

面積:0.79ha　　材積:379.62㎥　　伐採種:皆伐

林齢:55　　代表樹種:スギ　ヒノキ　広葉樹外

物件所在地:日光市高徳字ヲソ沢国有林３０３い1林小班外12

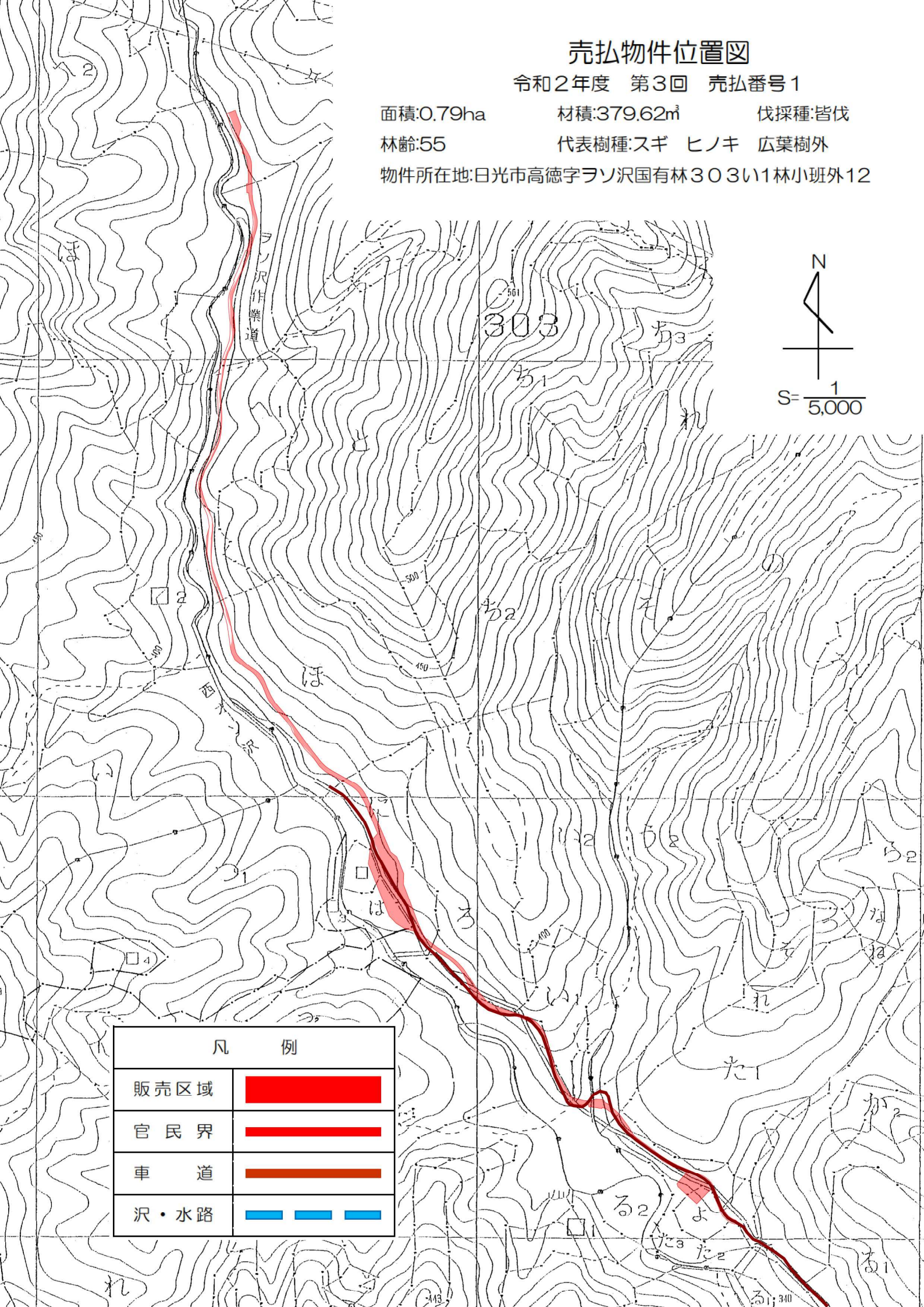

立木公売物件明細書

売 払 番 号：第2号

1 物 件 所 在 地：佐野市飛駒町字丸岩国有林158ほ林小班外

2 面　　積：8.73ha　　3 伐 採 種：皆伐(1.98ha)・列状間伐(6.75ha)

4 搬 出 期 限：3年

用材区分	樹　種	本　数	材　積	備　考
一般材N	スギ	2,200本	778.11㎥	列状間伐
	ヒノキ	1,876本	417.50㎥	列状間伐
	(列状間伐計)	4,076本	1,195.61㎥	
	スギ	2,734本	1,660.92㎥	皆伐
	ヒノキ	359本	64.95㎥	皆伐
	(皆伐計)	3,093本	1,725.87㎥	
	一般材N計	7,169本	2,921.48㎥	
低質材N	スギ	700本	186.55㎥	列状間伐
	ヒノキ	350本	32.46㎥	列状間伐
	(列状間伐計)	1,050本	219.01㎥	
	ヒノキ	4本	0.21㎥	皆伐
	(皆伐計)	4本	0.21㎥	
	低質材N計	1,054本	219.22㎥	
合　計		8,223本	3,140.70㎥	径級については、樹種別直径等内訳書のとおり

特記事項等	
	本物件の調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、数量及び材積については、標準地調査した物を面積比例(標準地数量×(対象面積÷標準地面積))した目安数量となります。現物熟覧により入札をお願いします。

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

（標準地調査）

売払番号	林　小　班	林齢	面　積	伐採種
2	158ほ	50	1.81ha	皆伐

［換算対象面積　1.81ha］ / ［標準地面積　0.04ha］ = 換算係数　45.250

樹　種　スギ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(㎥)	換算数量 本数	換算数量 材積(㎥)
一般材	16	17	1	0.18	45	8.15
	16	18	1	0.19	45	8.60
	16	20	1	0.21	45	9.50
	18	15	1	0.19	45	8.60
	18	17	2	0.44	91	19.91
	18	19	1	0.25	45	11.31
	20	20	3	0.96	136	43.44
	20	23	1	0.37	45	16.74
	22	20	1	0.39	45	17.65
	22	21	3	1.23	136	55.66
	22	22	2	0.86	91	38.92
	22	23	4	1.84	181	83.26
	24	20	1	0.45	45	20.36
	24	22	5	2.50	226	113.13
	24	24	5	2.80	226	126.70
	26	22	1	0.58	45	26.25
	26	23	2	1.22	91	55.21
	26	24	2	1.28	91	57.92
	26	25	1	0.67	45	30.32
	28	23	1	0.69	45	31.22
	28	24	2	1.46	91	66.07
	28	25	3	2.31	136	104.53
	30	24	4	3.28	181	148.42
	30	25	2	1.72	91	77.83
	32	24	2	1.80	91	81.45
	34	25	6	6.24	272	282.36
	38	25	2	2.54	91	114.94
樹　種　計			60	36.65	2,717	#######

樹　種

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(㎥)	換算数量 本数	換算数量 材積(㎥)
一般材						
樹　種　計						

	用材区分	樹　種	本数	材積(㎥)	本数	材積(㎥)
276れ（標準地）計	一般材	N	60	36.65	2,717	1,658.45
	合計	計	60	36.65	2,717	1,658.45

樹種別直径明細書

（標準地調査）

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
2	158ほ	50	0.17ha	列状間伐

[換算対象面積　0.17ha] / [標準地面積　0.04ha] = 換算係数　4.250

樹種　スギ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(m³)	換算数量 本数	換算数量 材積(m³)
一般材	14	13	2	0.22	9	0.94
	16	12	1	0.12	4	0.51
	20	15	1	0.24	4	1.02
	小計		4	0.58	17	2.47
低質材						
樹種計			4	0.58	17	2.47

樹種　ヒノキ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(m³)	換算数量 本数	換算数量 材積(m³)
一般材	12	11	1	0.07	4	0.30
	12	12	2	0.14	9	0.60
	12	13	2	0.16	9	0.68
	14	12	4	0.40	17	1.70
	14	13	3	0.30	13	1.28
	14	14	6	0.66	26	2.81
	14	15	1	0.12	4	0.51
	16	12	3	0.36	13	1.53
	16	13	6	0.78	26	3.32
	16	14	9	1.26	38	5.36
	16	15	2	0.32	9	1.36
	16	16	3	0.51	13	2.17
	18	13	2	0.34	9	1.45
	18	14	9	1.62	38	6.89
	18	15	5	0.95	21	4.04
	18	16	1	0.21	4	0.89
	20	13	1	0.21	4	0.89
	20	14	4	0.88	17	3.74
	20	15	2	0.48	9	2.04
	20	16	6	1.50	26	6.38
	22	14	1	0.26	4	1.11
	22	15	1	0.28	4	1.19
	22	16	2	0.60	9	2.55
	22	17	1	0.32	4	1.36
	24	15	1	0.33	4	1.40
	24	16	3	1.05	13	4.46
	24	17	1	0.38	4	1.62
	26	15	1	0.38	4	1.62
	26	16	1	0.40	4	1.70
	小計		84	15.27	359	64.95
低質材	10～10	12～12	1	0.05	4	0.21
樹種計			85	15.32	363	65.16

276れ（標準地）計	用材区分	樹種	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
	一般材	N	88	15.85	376	67.42
	低質材	N	1	0.05	4	0.21
	合計	計	89	15.90	380	67.63

樹種別直径明細書

（標準地調査）

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
2	158ほ	50	3.34ha	列状間伐

[換算対象面積 3.34ha] / [標準地面積 0.04ha] = 換算係数 83.500

樹種：スギ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(m³)	換算数量 本数	換算数量 材積(m³)
一般材	14	14	1	0.11	84	9.19
	16	18	1	0.19	84	15.87
	16	19	1	0.20	84	16.70
	18	16	1	0.21	84	17.54
	18	17	2	0.44	167	36.74
	18	18	1	0.24	84	20.04
	20	12	1	0.19	84	15.87
	20	18	1	0.29	84	24.22
	20	19	1	0.30	84	25.05
	22	17	1	0.32	84	26.72
	22	18	1	0.34	84	28.39
	22	19	2	0.72	167	60.12
	22	20	2	0.78	167	65.13
	24	20	1	0.45	84	37.58
	24	21	1	0.48	84	40.08
	26	20	1	0.52	84	43.42
	26	22	1	0.58	84	48.43
	30	20	1	0.66	84	55.11
	34	19	1	0.78	84	65.13
	小計		22	7.80	1,845	651.33
低質材	16～24	15～19	7	1.87	587	156.15
樹種計			29	9.67	2,432	807.48

樹種：

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(m³)	換算数量 本数	換算数量 材積(m³)
一般材						
小計						
低質材						
樹種計						

	用材区分	樹種	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
276れ（標準地）計	一般材	N	22	7.80	1,845	651.33
	低質材	N	7	1.87	587	156.15
	合計	計	29	9.67	2,432	807.48

樹種別直径明細書

（標準地調査）

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
2	158ほ	50	2.18ha	列状間伐

[換算対象面積 2.18ha] / [標準地面積 0.04ha] = 換算係数 54.500

樹種：ヒノキ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(㎥)	換算数量 本数	換算数量 材積(㎥)
一般材	12	13	2	0.16	109	8.72
	14	13	1	0.10	55	5.45
	14	14	1	0.11	55	6.00
	16	13	1	0.13	55	7.09
	16	14	3	0.42	164	22.89
	16	15	2	0.32	109	17.44
	18	14	2	0.36	109	19.62
	20	13	1	0.21	55	11.45
	20	14	1	0.22	55	11.99
	20	15	1	0.24	55	13.08
	20	16	2	0.50	109	27.25
	22	14	2	0.52	109	28.34
	22	15	3	0.84	164	45.78
	22	16	1	0.30	55	16.35
	24	15	1	0.33	55	17.99
	26	16	1	0.40	55	21.80
	26	17	1	0.43	55	23.44
	28	16	1	0.46	55	25.07
	小計		27	6.05	1,478	329.75
低質材	10～16	10～14	5	0.47	275	25.63
樹種計			32	6.52	1,753	355.38

樹種：

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(㎥)	換算数量 本数	換算数量 材積(㎥)
一般材						
小計						
低質材						
樹種計						

276れ（標準地）計	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)	本数	材積(㎥)
	一般材	N	27	6.05	1,478	329.75
	低質材	N	5	0.47	275	25.63
	合計	計	32	6.52	1,753	355.38

樹種別直径明細書

（標準地調査）

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
2	158ち	50	0.65ha	列状間伐

[換算対象面積　0.65ha] / [標準地面積　0.04ha] = 換算係数　16.250

樹種　スギ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(m³)	換算数量 本数	換算数量 材積(m³)
一般材	14	14	1	0.11	16	1.79
	16	18	1	0.19	16	3.09
	16	19	1	0.20	16	3.25
	18	16	1	0.21	16	3.41
	18	17	2	0.44	33	7.15
	18	18	1	0.24	16	3.90
	20	12	1	0.19	16	3.09
	20	18	1	0.29	16	4.71
	20	19	1	0.30	16	4.88
	22	17	1	0.32	16	5.20
	22	18	1	0.34	16	5.53
	22	19	2	0.72	33	11.70
	22	20	2	0.78	33	12.68
	24	20	1	0.45	16	7.31
	24	21	1	0.48	16	7.80
	26	20	1	0.52	16	8.45
	26	22	1	0.58	16	9.43
	30	20	1	0.66	16	10.73
	34	19	1	0.78	16	12.68
	小計		22	7.80	355	126.78
低質材	16～24	15～19	7	1.87	113	30.40
樹種計			29	9.67	468	157.18

樹種

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(m³)	換算数量 本数	換算数量 材積(m³)
一般材						
	小計					
低質材						
樹種計						

	用材区分	樹種	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
276れ（標準地）計	一般材	N	22	7.80	355	126.78
	低質材	N	7	1.87	113	30.40
	合計	計	29	9.67	468	157.18

樹種別直径明細書

（標準地調査）

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
2	158ち	50	0.58ha	列状間伐

[換算対象面積　0.58ha] / [標準地面積　0.04ha] = 換算係数　14.500

樹種　ヒノキ

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(㎥)	換算数量 本数	換算数量 材積(㎥)
一般材	12	13	2	0.16	29	2.32
	14	13	1	0.10	15	1.45
	14	14	1	0.11	15	1.60
	16	13	1	0.13	15	1.89
	16	14	3	0.42	44	6.09
	16	15	2	0.32	29	4.64
	18	14	2	0.36	29	5.22
	20	13	1	0.21	15	3.05
	20	14	1	0.22	15	3.19
	20	15	1	0.24	15	3.48
	20	16	2	0.50	29	7.25
	22	14	2	0.52	29	7.54
	22	15	3	0.84	44	12.18
	22	16	1	0.30	15	4.35
	24	15	1	0.33	15	4.79
	26	16	1	0.40	15	5.80
	26	17	1	0.43	15	6.24
	28	16	1	0.46	15	6.67
	小計		27	6.05	398	87.75
低質材	10～16	10～14	5	0.47	75	6.83
樹種計			32	6.52	473	94.58

樹種

用材区分	径級	樹高	標準地数量 本数	標準地数量 材積(㎥)	換算数量 本数	換算数量 材積(㎥)
一般材						
小計						
低質材						
樹種計						

276れ（標準地）計	用材区分	樹種	本数	材積(㎥)	本数	材積(㎥)
	一般材	N	27	6.05	398	87.75
	低質材	N	5	0.47	75	6.83
	合計	計	32	6.52	473	94.58

売払物件位置図

令和２年度　第３回　売払番号２

面積:8.73ha　　材積:3,140.70㎥　　伐採種:皆伐・列状間伐

林齢:50　　代表樹種:スギ　ヒノキ

売払場所:佐野市飛駒町字丸岩国有林　158ほ林小班外

N

S= 1/5,000

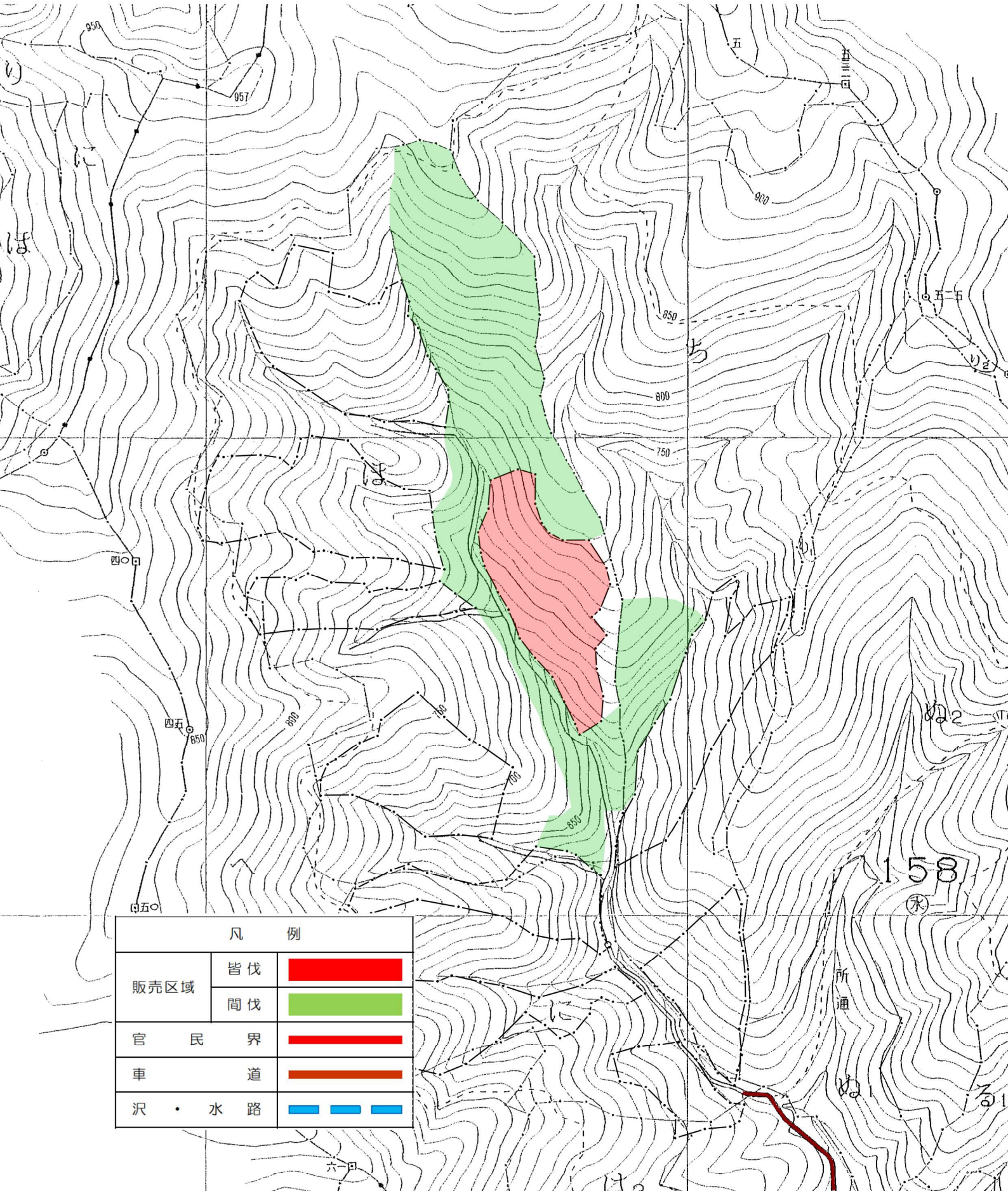

立木公売物件明細書

売 払 番 号：第3号

1 物 件 所 在 地：芳賀郡益子町大字山本字丸峯国有林 285い1林小班

2 面　　積：4.12ha　　3 伐 採 種：皆伐

4 搬 出 期 限：3年

用材区分	樹　種	本　数	材　積	径　級　別　内　訳　等
一般材N	スギ	905本	927.81㎥	樹種別直径等内訳書のとおり
	ヒノキ	1,072本	715.78㎥	
	一般材N計	1,977本	1,643.59㎥	
低質材N	スギ	266本	127.79㎥	
	ヒノキ	481本	202.53㎥	
	低質材N計	747本	330.32㎥	
低質材L	他L	553本	118.38㎥	
	低質材L計	553本	118.38㎥	
合　計		3,277本	2,092.29㎥	
特記事項等	分収造林（益子町） 水源涵養保安林（伐採ついては協議済み） 売払物件所在地位置図記載の益子町所有の駐車場について、積替え用の土場として無償で借りることが出来る。ただし、使用後は木材や木の皮を残さないなど益子町の指示に従い現状回復をすること。			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

（毎木調査）

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種
3	285い1	79	4.12ha	皆伐

樹 種	スギ				樹 種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積（㎥）	用材区分	径級	樹高	本数	材積（㎥）
一般材	16	17	7	1.26	一般材	14	14	3	0.33
	18	18	10	2.40		16	15	12	1.92
	20	20	26	8.32		18	17	26	5.72
	22	20	30	11.70		20	17	46	12.42
	24	21	58	27.84		22	18	66	22.44
	26	21	72	39.60		24	18	76	30.40
	28	22	76	50.16		26	18	115	52.90
	30	22	81	59.94		28	18	107	56.71
	32	23	71	61.06		30	18	125	75.00
	34	23	85	80.75		32	18	101	67.67
	36	22	67	67.67		34	19	107	84.53
	38	23	63	73.08		36	19	96	83.52
	40	23	58	73.66		38	19	68	64.60
	42	24	47	68.15		40	20	44	49.28
	44	24	38	60.04		42	20	33	39.93
	46	24	33	56.43		44	20	23	30.13
	48	24	27	49.68		46	20	8	11.28
	50	25	15	31.05		48	20	7	10.57
	52	25	11	24.42		50	19	4	6.04
	54	25	6	14.22		52	21	2	3.70
	56	25	10	25.30		52	23	2	4.18
	58	26	8	22.40		56	24	1	2.51
	60	25	1	2.86					
	60	26	1	2.98					
	60	27	1	3.09					
	64	24	1	3.09					
	66	24	1	3.26					
	66	25	1	3.40					
	小 計		905	927.81		小 計		1,072	715.78
低質材	10～50	10～25	266	127.79	低質材	10～50	7～20	481	202.53
樹 種 計			1,171	1,055.60	樹 種 計			1,553	918.31

樹 種	その他広葉樹				樹 種				
用材区分	径級	樹高	本数	材積（㎥）	用材区分	径級	樹高	本数	材積（㎥）
低質材	8～58	10～22	553	118.38	低質材				
樹 種 計			553	118.38	樹 種 計				

	用材区分	樹 種	本数	材積（㎥）
285い1計	一般材	N	1,977	1,643.59
	低質材	N	747	330.32
		L	553	118.38
	合計	N	2,724	1,973.91
		L	553	118.38
		計	3,277	2,092.29

売払物件位置図

令和２年度　第３回　売払番号３

面積:4.12ha　　材積:2,092.29㎥　　伐採種:皆伐

林齢:79　　代表樹種:スギ　ヒノキ外

売払場所:芳賀郡益子町大字山本字丸峯国有林　285い1林小班

N

S= 1/5,000

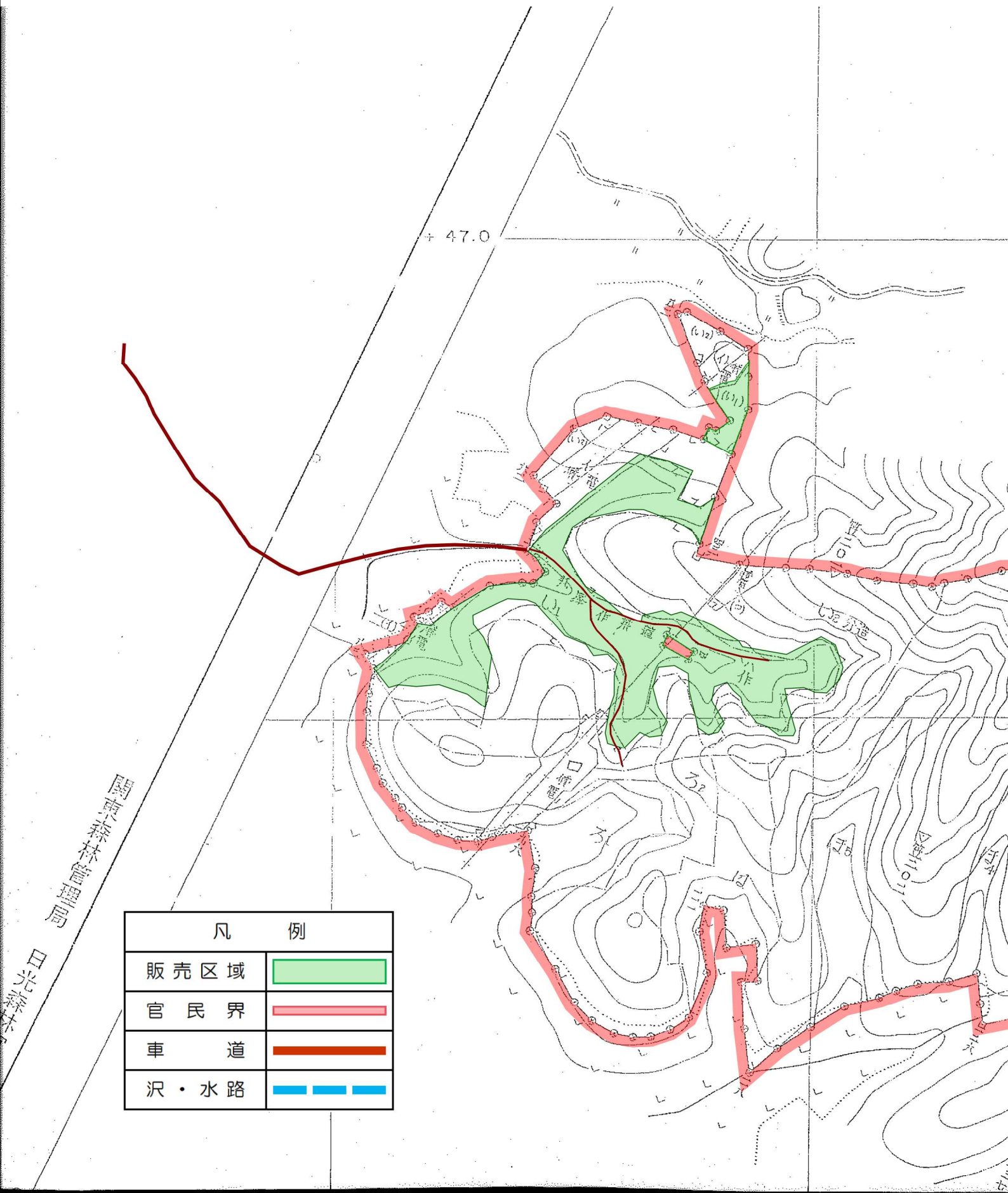

素材公売物件明細書

売 払 番 号：第4号

1 物 件 所 在 地：宇都宮市篠井字金山国有林 74と林小班

2 搬 出 期 限：令和3年4月30日

用材区分	樹種	径級		長級	材積	備考
		末口	元口			
低質材	ヒノキ	6cm	24cm	7.5m	0.18㎥	
		7cm	20cm	8.0m	0.14㎥	
		7cm	20cm	10.0m	0.18㎥	
		8cm	18cm	5.5m	0.08㎥	
		8cm	16cm	7.2m	0.09㎥	
		8cm	14cm	9.3m	0.09㎥	
		8cm	20cm	9.8m	0.18㎥	
		8cm	16cm	10.5m	0.13㎥	
		9cm	18cm	7.0m	0.11㎥	
		9cm	20cm	9.7m	0.18㎥	
		10cm	12cm	8.4m	0.08㎥	
		10cm	24cm	11.0m	0.29㎥	
		12cm	18cm	6.0m	0.11㎥	
		12cm	26cm	9.7m	0.31㎥	
		12cm	24cm	10.5m	0.30㎥	
		13cm	28cm	9.6m	0.36㎥	
		16cm	30cm	10.5m	0.48㎥	
		20cm	28cm	7.7m	0.36㎥	
		小計		18本	3.65㎥	
	広葉樹	6cm	12cm	7.0m	0.05㎥	
		12cm	22cm	7.0m	0.17㎥	
		12cm	14cm	5.0m	0.07㎥	
		14cm	24cm	6.0m	0.18㎥	
		18cm	24cm	4.4m	0.16㎥	
		小計		5本	0.63㎥	
	計			23本	4.28㎥	
特記事項等	林道法面崩壊により発生した倒木で、修繕の時に除去した支障木である。 材積は、(末口/2×末口/2×π＋元口/2×元口/2×π)/2×長級で求めた。					

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

素材公売売払物件写真
第４号

素材公売物件明細書

売 払 番 号：第5号

1 物 件 所 在 地：日光市中三依字太郎岳国有林 125ほ1林小班

2 搬 出 期 限：令和3年4月30日

用材区分	樹　種	径　級	長　級	本　数	材　積	備　考
低質材	ケヤキ	44cm	3.1m	1本	0.60㎥	
		32cm	5.4m	1本	0.55㎥	
	広葉樹及び針葉樹	5～13cm	平均2.2m (1.3～2.8)	133本	3.18㎥	
		14～20cm		156本	9.94㎥	
		22～30cm		96本	13.02㎥	
		32cm以上		15本	5.80㎥	
	計			402本	33.09㎥	
特記事項等	治山支障木につき、長級がバラバラであり計測が困難であるため一部のみ計測し、平均を材積の算根拠として採用した。 ケヤキについては、現在は割れが入っている状態である。					

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

素材公売売払物件写真
第５号

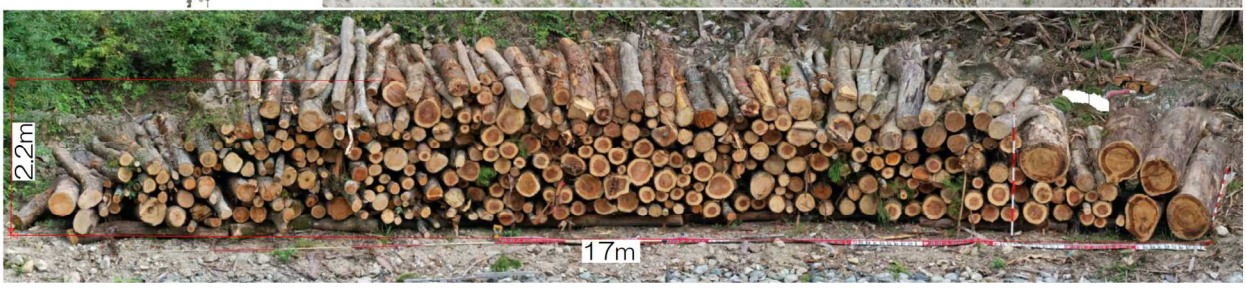

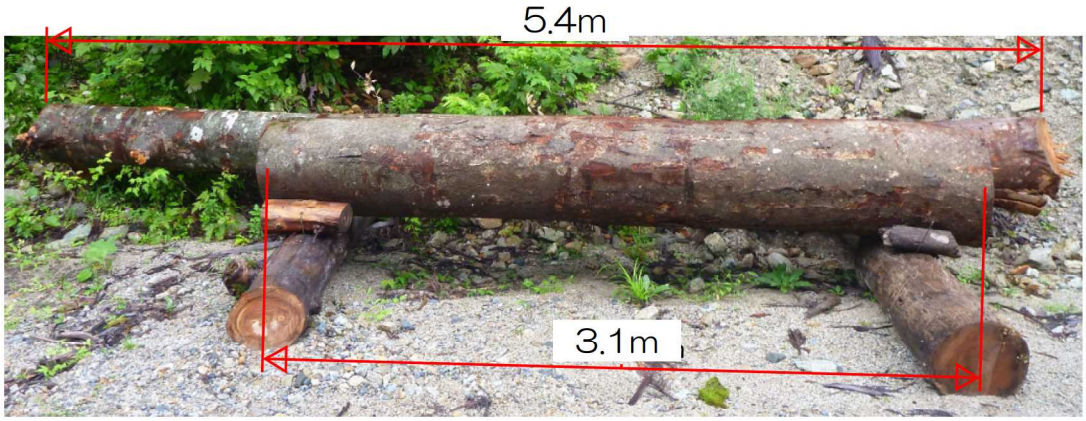

MEMO

国民の森林・国有林